

## 第1章 総 則

### (名称)

- 第 1 条 本会は、一般社団法人 日本義肢装具士協会 と称する。
- 2 本会の英語による表記は「The Japanese Academy of Prosthetists and Orthotists」と称し、略称を「JAPO」とする。

### (事務所)

- 第 2 条 本会は、主たる事務所（本部）を、東京都文京区に置く。
- 2 本会は、理事会の決議により従たる事務所（支部）を必要な地に置くことができる。

### (目的)

- 第 3 条 本会は、義肢装具士の資質の向上及び知識・技術の研鑽に努めると共に、義肢装具をはじめとした福祉用具の普及・発展を図り、国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。

### (事業)

- 第 4 条 本会は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 義肢装具士の職業倫理及び社会的責務に関する事業
  - (2) 義肢装具士の生涯学習に関する事業
  - (3) 義肢装具をはじめとした福祉用具の研究・開発に関する事業
  - (4) 学術大会、研修会、講習会等の開催に関する事業
  - (5) ジャーナル及びその他の刊行物の発行
  - (6) 義肢装具士の業務遂行に関する情報の提供
  - (7) 義肢装具士の教育機関との連携に関する事業
  - (8) 義肢装具士の社会的地位向上に関する事業
  - (9) 国内外の関連団体との連携・交流に関する事業
  - (10) 前各号に付帯する一切の事業

### (公告の方法)

- 第 5 条 本会の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない理由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会 員

### (会の構成員)

- 第 6 条 本会に次の会員を置く。
- (1) 正会員 「義肢装具士法」(昭和 62 年法律第 61 号) 第 3 条の規定による義肢装具士の免許を有する者であって、本会の目的に賛同し入会の手続きを完了した者
  - (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助する個人及び団体
  - (3) 学生会員 義肢装具士養成学校及びその他義肢装具に関心をもつ学生個人で、義肢装具士の免許を有しない者
  - (4) 購読会員 義肢装具士の免許を有しない者で、本会の刊行物等の購読を希望する個人及び団体
  - (5) 名誉会員 正会員の中にあつて、本会に特に功労があつた者で、理事会の推薦に基づき総会において承認された者

(入会及び届出)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、承認されなければならない。

- 2 会員はその氏名及び住所等に変更があったときには遅滞なく、本会にその旨を届出なければならない。

(会費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 毎年、賛助会員、購読会員及び学生会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の責務)

第 9 条 会員は、職業倫理を尊重し、社会の尊敬と信頼を得ることに努めなければならない。

(任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会する事業年度までの未納会費を完済しなければならない。

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反した場合
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合
  - (3) その他除名すべき正当な事由がある場合
- 2 当該会員に対し、総会の一週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するときはその資格を喪失する。

- (1) 第 8 条の支払い義務を 1 年以上履行しなかったとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 正会員が義肢装具士免許を取り消されたとき
- (5) 総代議員の同意があったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 13 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

(会員名簿)

第 14 条 本会は、会員の氏名及び住所等を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 本会の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 代 議 員

#### (代議員の選出)

- 第15条 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）における社員は、概ね正会員20人の中から1人の割合をもって選出される代議員とする。端数の取扱いについては理事会で定める。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な規程は理事会において定める。
  - 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
  - 4 第2項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
  - 5 第2項の代議員選挙は、4年に1度、実施することとし、代議員の任期は、代議員選挙後、最初の定期総会から4年後の定期総会の前日までとする。ただし、代議員が定期総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
  - 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
  - 7 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
    - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
  - 8 第6項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。
  - 9 正会員は、法人法に規定された次に掲げる代議員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。
    - (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
    - (2) 法人法第32条第2項の権利（代議員名簿の閲覧等）
    - (3) 法人法第57条第4項の権利（定期総会の議事録の閲覧等）
    - (4) 法人法第50条第6項の権利（代議員の代理権証明書等の閲覧等）
    - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
    - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
    - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
    - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
  - 10 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

#### (代議員の報酬)

- 第16条 代議員の報酬は、無報酬とする。

(辞任)

第17条 代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意にいつでも辞任することができる。

(代議員資格の喪失)

第18条 代議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 第10条ないし第12条に基づき、この法人の正会員でなくなったとき。  
(2) その他解任すべき正当な事由があるとき。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第19条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種とし、すべての代議員をもって構成する。  
2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 理事及び監事の選任又は解任  
(2) 理事及び監事の報酬の額又はその規定  
(3) 事業計画の決定  
(4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認  
(5) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額  
(6) 定款の変更  
(7) 会員の除名  
(8) 解散及び残余財産の処分  
(9) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡  
(10) 理事会において総会に付議した事項  
(11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 定期総会は、毎年1回、毎事業年度末日の翌日から4カ月以内に開催する。  
2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。  
(1) 理事会が必要と認めたとき  
(2) 議決権の5分の1以上を有する代議員から会議の目的である審議事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき  
(3) 第28条第(5)号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき

(招集)

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 会長は、前条第2項第(2)号の規定による請求があったときは、請求の日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。  
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の20日前までに通知しなければならない。  
4 会長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長がこれを招集する。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から選出する。

(議決権)

第24条 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数)

第25条 総会は、総代議員の議決権の3分の1以上を有する代議員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第26条 総会の決議は、総代議員の議決権3分の1以上を有する代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散・合併
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決権の行使)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条に規定する総会については出席したものとみなす。

2 代理人を選任する場合、当該代議員又はその代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

第28条 総会の決議については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長、会長及び出席した理事の中から選出した1名が署名押印して10年間本会の主たる事務所に備え置くものとする。

## 第5章 役員等

(役員の設定)

第29条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、3名以内を副会長、3名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第30条 理事及び監事は、別に定める役員選挙規定に基づき総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中からこれを定める。
- 3 監事は、本会の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第31条 理事は理事会を構成し、法令、この定款及び総会の決議に基づき、職務を遂行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して業務を執行し、統括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐して業務を分担執行する。
  - 4 常任理事は、会長及び副会長を補佐して本会の業務を掌理する。
  - 5 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること
  - (2) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
  - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会及び総会に報告すること
  - (5) 前号の報告が必要なときは、会長に理事会及び総会の招集を請求すること
  - (6) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第34条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。この場合その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

- 第35条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
  - 3 前2項に関して必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(顧問)

- 第36条 本会に、顧問を2名以内置くことができる。
- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、任期については別に会長が定める。
  - 3 顧問は、本会の重要な会務について、会長の諮問に応える。
  - 4 前条の規定は、顧問について準用する。

## 第6章 理事会

### (構成)

- 第37条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
  - 3 監事は、理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加することはできない。

### (権限)

- 第38条 理事会は、この定款に別に定めるほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
  - (2) 前号に定めるもののほか本会の業務遂行の決定
  - (3) 理事の職務の執行の監督
  - (4) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職
  - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (常任理事会)

- 第39条 本会に、常任理事会を置く。
- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。
  - 3 常任理事会は、次の事項を議決する。
    - (1) 理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項に関すること。
    - (2) 理事会において討議すべき事項に関すること。
  - 4 常任理事会において議決した事項は、理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

### (招集)

- 第40条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の20日前までに各理事及び各監事に対して招集通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 会長以外の理事及び監事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
  - 3 会長は前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
  - 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
  - 5 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
  - 6 常任理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。
  - 7 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常任理事が常任理事会を招集する。

### (議長)

- 第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により副会長又は他の理事がこれに代わるものとする。

### (理事会の決議)

- 第42条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (理事会の決議の省略)

- 第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決

する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。ただし、会長を選定する理事会については他の出席した理事も署名又は記名押印する。

## 第7章 委員会

(設置等)

第45条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第48条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第49条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

第50条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金品

(3) 資産又は事業から生ずる収入

(4) その他の収入

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会の事業計画書及び収支予算書は会長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了す



るまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定期総会に提出し、第(2)号及び第(3)号の書類については承認を受け、その他の書類についてはその内容を報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 正味財産増減計算書
  - (4) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第53条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(経費支弁の方法)

第54条 本会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別の利益の禁止)

第55条 本会は、本会の会員、役員、使用人又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

- 2 本会は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

## 第11章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 本会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併(合併により本会が消滅する場合に限る)
- (3) 代議員が欠けたとき
- (4) 破産手続きの開始決定
- (5) 解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属等)

第58条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは

地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 附 則

(細則)

第59条 この定款に定めるほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会において定める。

(最初の事業年度)

第60条 本会の最初の事業年度は、本会設立の日から平成25年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第61条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令の定めるところによる。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第62条 本会の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

[住所は個人情報につき非掲載]

栗山 明彦

内田 充彦

根岸 和諭

大塚 博

(設立時理事及び監事の氏名並びに代表理事の住所及び氏名)

第63条 本会の設立時理事及び監事並びに設立時代表理事は次のとおりである。

設立時理事 栗山 明彦

設立時理事 内田 充彦

設立時理事 根岸 和諭

設立時理事 大塚 博

設立時監事 坂井 一浩

設立時代表理事 栗山 明彦